

## 愛知県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程

### 第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第4条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)を愛知県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程細則(以下「規程細則」という。)で定めるところにより特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

## 愛知県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程細則

(個人データの利用目的の特定)

第5条 規程第4条第1項に規定する利用目的(規程第21条第2号に規定する全ての保有個人データの利用目的を含む。)は、別紙1のとおりとする。